

# 1 < 認可保育所等の入所要件 >	
児童の保護者（父、母）が、次の事情に該当する、またはした場合。	
(1) 就労	勤務形態を問わず、月64時間以上の就労をしている場合
(2) 妊娠・出産	出産前後の場合（出産前3ヶ月間、出産後3ヶ月、最長6ヶ月間のみ）
(3) 疾病・障がい	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
(4) 介護・看護	親族が介護・看護する場合
(5) 災害復旧	震災・火災・風水害など災害の復旧に当たっている場合
(6) 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（求職活動開始日または掛川協働保育園等入所日、遅い日から数えて3ヶ月間のみ）
(7) 就学等	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合

# 2 < 掛川協働保育園等 >	
次のいずれかに該当する市内外の認可外保育施設。	
(1) 掛川協働保育園	『掛川協働保育園認証事務要綱』に基づき市長が認証した保育施設
	掛川にじいろ 保育園
	掛川市上張925-8 プラザビル2F ☎0537-21-0265 生後4か月～就学前、月～金 8:00～17:00（延長保育あり）
(2) 市外認証保育所	施設の所在地の長が認証した保育施設又は認証要綱に類する規定を有しない市町村に限っては、掛川市の認証基準を満たすと認められる保育施設
(3) 企業主導型保育事業所	企業が設置する保育施設の内、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づく運営費の助成を受ける保育施設
(4) 事業所内保育所	企業が設置する保育施設の内、『掛川協働保育園認証事務要綱』第3条から第11条までに規定する基準を満たす保育施設